

事業者のみなさまへ

大阪市

標準契約書の改正及び本市契約の取扱いについて

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の改正に伴い、令和3年3月29日付けで次のとおり標準契約書を改正しましたので、周知いたします。また、改正前の標準契約書によって締結した契約の取扱いについても併せて周知いたしますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 改正する標準契約書

[別紙1のとおり](#)

2 改正内容

[別紙2のとおり](#)

なお、工事請負契約書以外の標準契約書の改正内容については、別紙2中「工事請負契約書」とあるものを、別紙1に示す「標準契約書の名称」に、別紙2中「第43条の2」とあるものを、別紙1に示す「改正条文」に、それぞれ読替えた内容とします。

【改正理由】

独占禁止法改正（令和2年12月25日施行）により、標準契約書で引用している条項に変更が生じたため（第7条の2第4項（削除）→第7条の9第2項（新設））、改正を行うものです。

3 本市契約の取扱いについて

（1）既に改正前の契約書で締結している契約

- ・ 本改正に伴う契約変更等の手続きは不要とします。
- ・ 改正前の契約書の表記にかかわらず、今後、改正法第7条の9第2項に基づく命令が確定しても、本市から損害賠償金を請求しない取扱いとします。

（2）令和3年3月29日以降に締結する契約

- ・ 令和3年3月29日以降に発注する契約については、改正後の契約書を使用することとします。
- ・ 令和3年4月1日契約予定分など、既に発注済の契約については、改正前の契約書を使用してもよいものとし、その場合は、（1）と同様の取扱いとします。

4 担当

契約管財局契約部制度課（契約制度グループ） 電話 06-6484-7062